

# 愛知県まん延防止等重点措置

## まん延防止・第4波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、3月21日の本県独自の厳重警戒措置の解除後、感染の再拡大と第4波を防止するため、名古屋市内において酒類を提供する飲食店等に午後10時までの営業時間の短縮要請などをお願いするとともに、ワクチン接種体制整備の加速や医療提供体制の更なる強化など、感染防止対策に取り組んで参りました。

しかし、新規陽性者数は、3月後半から徐々に増加しており、7日間平均値で3月25日には50人を上回り、ステージⅠからステージⅡになり、4月13日には160人を超え、ステージⅢとなっています。7日間平均の入院患者数も4月15日には300人を超える水準となり、第4波に入っていると認識しております。

変異株の広がりも含め、全国的に感染が再拡大し、4月5日には宮城県、大阪府及び兵庫県、4月12日には東京都、京都府及び沖縄県に「まん延防止等重点措置」が適用され、期間・区域、業態を絞った集中的な対策が行われております。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、埼玉県、千葉県、神奈川県に対し、「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

このため、本県では、国の基本的対処方針に基づき、下記により重点措置を講じることとし、名古屋市内の飲食店等に対しては午後8時まで、名古屋市以外の地域には午後9時までとする営業時間の短縮要請など、更なる感染防止対策の徹底をお願いすることといたします。

県民・事業者の皆様、医療関係者、市町村等関係機関、一丸となって、心を一つにワン愛知で、この第4波を抑制、克服し、一日も早く日常を取り戻していくため、引き続き、ご協力をお願いいたします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 4月20日（火）から5月11日（火）までの22日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県まん延防止等重点措置」のとおり

2021年4月16日

愛知県知事 大村 秀章

# 愛知県まん延防止等重点措置

## まん延防止・第4波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年 4月20日(火)～5月11日(火)

### 全般的な方針

- 感染のまん延防止と第4波の抑制を図るため、必要な対策を強化します。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、名古屋市を重点措置を講じるべき区域とし、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を強化します。

### I. 県民の皆様へのお願い

#### ① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、生活に必要な場合(※)を除き、日中も含め、外出の自粛をお願いします。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に、名古屋市は20時(名古屋市以外は21時)以降の不要不急の外出は控えてください。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 名古屋市は20時(名古屋市以外は21時)以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を自粛してください。

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛してください。

## ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。
- 特に、**緊急事態措置**やまん延防止等重点措置が適用されている都府県への不要不急の移動は自粛してください。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

## ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

## ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用。大声を出さず、短時間・適度な酒量でお願いします。
- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

## Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

#### ア 営業時間短縮等の要請

- 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

#### <名古屋市(法第31条の6第1項に基づく要請)>

- ・要請期間 4月20日(火)から5月11日(火)までの22日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 5時から20時まで(酒類の提供は、11時から19時まで)
- ・感染防止対策
  - (1) 従業員への検査勧奨
  - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
  - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - (4) 手指の消毒設備の設置
  - (5) 事業を行う場所の消毒
  - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
  - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
  - (8) 施設の換気
  - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

#### <名古屋市以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- ・要請期間 4月20日(火)から5月11日(火)までの22日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 5時から21時まで

酒類の提供は、21時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

- ・感染防止対策 名古屋市と同じ

#### イ カラオケ設備の利用自粛の要請

- 飲食店等・カラオケボックスにおいて、カラオケを行う設備を提供している場合

は、当該設備の利用自粛を要請します。

## ⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、次の協力をお願いします(特措法によらない)。

### <名古屋市>

- ・要請期間 4月20日(火)から5月11日(火)までの22日間
- ・営業時間 5時から20時まで(酒類の提供は、11時から19時まで)
- ・感染防止対策 入場整理等、飲食店等と同様の感染防止対策

特に、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底をお願いします。

### <名古屋市以外>

- ・要請期間 4月20日(火)から5月11日(火)までの22日間
- ・営業時間 5時から21時まで

酒類の提供は、21時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

- ・感染防止対策 名古屋市と同じ

## ⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気や、会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を、昼カラオケでは、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

## ⑧ テレワークの徹底等

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の徹底をお願いします。
- 事業の継続に必要な場合を除き、名古屋市は20時(名古屋市以外は21時)以

降の勤務を抑制するようお願いします。

- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

## ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

## ⑩ 屋外照明の夜間消灯

- 屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯に協力をお願いします。

# III. その他のお願い

## ⑪ イベントの開催制限等

### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請します。
- あわせて、名古屋市は20時(名古屋市以外は21時)までの営業時間の短縮や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知をお願いします。

### イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

## ⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 歓送迎会、新歓コンパ、仕事の打ち上げなどは自粛をお願いします。
- 大型連休中の不要不急の旅行や帰省など県外への移動の自粛をお願いします。



### ⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いいたします。

### ⑭ いわゆる「ゴールデンウィーク」における感染拡大防止に向けた取組強化

- ゴールデンウィーク中の飲食店等では、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を特にお願いします。
- ゴールデンウィーク中のイベント・集客施設(遊園地・観光施設等)・伝統行事(お祭り等)については、感染防止対策が徹底されない場合は開催等の自粛をお願いします。また、開催する場合は、規模縮小、無観客化、分散開催などの開催方法の変更や延期を検討するとともに、参加人数の制限の遵守や入場整理(規制入退場、動線管理、雑踏警備等)の強化などにより、密集回避・感染防止対策の徹底をお願いします。
- 大規模小売店・商業施設では、ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等の延期・自粛などをお願いします。

## IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検

査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。

- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者及び⑤イのカラオケ設備の利用自粛に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況を確認します。  
特に、名古屋市内では、飲食店等の感染防止対策の確認も実施し、対策を徹底します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、第三者認証制度の整備・普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食を伴うものを中心として、飲食につながる人の流れを制限する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を推進します。



## 別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの利用が感染のリスクを高める。



### 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、長時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり箸末が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



### 場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたる密接空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 営業時間の短縮を要請する施設

＜名古屋市(法第31条の6第1項に基づく要請)＞

| 施設の種類        | 施 設                                       | 要請内容                               |
|--------------|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 飲食店          | 飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等<br>(宅配・テークアウトサービスは除く。) | ・営業時間短縮(5時～20時)<br>※酒類の提供(11時～19時) |
| 遊興施設等<br>(※) | バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食<br>店営業許可を受けている店舗   |                                    |

＜名古屋市以外(法第24条第9項に基づく協力要請)＞

| 施設の種類        | 施 設                                       | 要請内容                                                            |
|--------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 飲食店          | 飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等<br>(宅配・テークアウトサービスは除く。) | ・営業時間短縮(5時～21時)<br>※酒類の提供は、21時に閉<br>店できるよう時間的余裕をもっ<br>てオーダーストップ |
| 遊興施設等<br>(※) | バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食<br>店営業許可を受けている店舗   |                                                                 |

※遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

<名古屋市>

| 施 設                                   | 依頼する内容                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運動施設、遊技場                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時～20時)</li> <li>※酒類の提供(11時～19時)</li> <li>・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</li> <li>・入場整理等を行うこと</li> </ul> |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場                       |                                                                                                                                                        |
| 集会場又は公会堂、展示場                          |                                                                                                                                                        |
| 博物館、美術館又は図書館                          |                                                                                                                                                        |
| ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)               |                                                                                                                                                        |
| 遊興施設<br>(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時～20時)</li> <li>※酒類の提供(11時～19時)</li> <li>・入場整理等を行うこと</li> </ul>                                        |
| 物品販売業を営む店舗<br>(1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)   |                                                                                                                                                        |
| サービス業を営む店舗<br>(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。) |                                                                                                                                                        |

<名古屋市以外>

| 施 設                                   | 依頼する内容                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運動施設、遊技場                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時～21時)</li> <li>※酒類の提供は、21時に閉店できるように時間的余裕をもってオーダーストップ</li> <li>・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</li> <li>・入場整理等を行うこと</li> </ul> |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場                       |                                                                                                                                                                              |
| 集会場又は公会堂、展示場                          |                                                                                                                                                                              |
| 博物館、美術館又は図書館                          |                                                                                                                                                                              |
| ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)               |                                                                                                                                                                              |
| 遊興施設<br>(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時～21時)</li> <li>※酒類の提供は、21時に閉店できるように時間的余裕をもってオーダーストップ</li> <li>・入場整理等を行うこと</li> </ul>                                        |
| 物品販売業を営む店舗<br>(1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)   |                                                                                                                                                                              |
| サービス業を営む店舗<br>(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。) |                                                                                                                                                                              |

別表3

## 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

別表4 イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

| ○ 収容定員              | 大声なし           | 大声あり          |
|---------------------|----------------|---------------|
| 5,000人以下            | 収容定員<br>100%以内 | 収容定員<br>50%以内 |
| 5,000人超<br>～10,000人 | 5,000人以下       | (注)           |
| 10,000人超            |                | 5,000人以下      |

(注)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

## ○ 営業時間の協力依頼

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 名古屋市   | 5時～20時 酒類提供:19時まで  |
| 名古屋市以外 | 5時～21時 酒類提供:余裕をもって |

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。



## イベント開催時の必要な感染防止策①

## (1) 徹底した感染防止等(収容率50%を超える催物を開催するための前提)

|   |              |                                                                                                 |
|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | マスク常時着用の担保   | ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。<br>*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。            |
| ② | 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。<br>*隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)<br>*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m) |

## (2) 基本的な感染防止等

|   |          |                                                                                                                                                                            |
|---|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ | ①～②の奨励   | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)<br>*マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと<br>*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)                                    |
| ④ | 手洗       | ・こまめな手洗の奨励                                                                                                                                                                 |
| ⑤ | 消毒       | ・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒                                                                                                                 |
| ⑥ | 換気       | ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気                                                                                                                                                    |
| ⑦ | 密集の回避    | ・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避<br>*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限                                                              |
| ⑧ | 身体的距離の確保 | ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限定)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。<br>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保<br>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔) |

## イベント開催時の必要な感染防止策②

## (2) 基本的な感染防止等(続き)

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | 飲食の制限         | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限<br>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底<br>・過度な飲酒の自粛<br>・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。<br>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。) |
| ⑩ | 参加者の制限        | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置<br>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。                                                                                                                                         |
| ⑪ | 参加者の把握        | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握<br>・接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービスの奨励<br>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入                                                                                                                                |
| ⑫ | 演者の行動管理       | ・有症状者は出演・練習を控える<br>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる<br>・合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処                                                                                                        |
| ⑬ | 催物前後の行動管理     | ・イベント前後の感染防止の注意喚起<br>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進                                                                                                                                                                           |
| ⑭ | ガイドライン遵守の旨の公表 | ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表                                                                                                                                                                                           |

## (3) イベント開催の共通の前提

|   |               |                                                                                                                                          |
|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑮ | 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討<br>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。 |
| ⑯ | 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談<br>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応                                                                                |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

## 別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

| 名称                                      | 電話番号         | 受付時間                        | 備考(取扱内容・所管区域等)              |
|-----------------------------------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 愛知県・新型コロナウイルス感染症<br>「県民相談総合窓口」(コールセンター) | 052-954-7453 | 午前9時～午後5時<br>(土・日・祝日を含む毎日)  |                             |
| 愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター                   | 052-228-7310 | 午前9時～午後5時<br>(土・日・祝日を含む毎日)  | 愛知県感染防止対策協力金に関する事           |
| 飲食店感染防止対策コールセンター                        | 052-977-3655 | 午前10時～午後5時<br>(土・日・祝日を含む毎日) | 飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談 |
| 防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ                   | 052-954-6143 | 平日 午前9時～午後5時                | 感染拡大予防対策指針及び緊急事態宣言・緊急事態措置   |

### ② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

| 名称                    | 電話番号                     | 受付時間                    | 備考(取扱内容・所管区域等) |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター | 0120-761770<br>(フリーダイヤル) | 午前9時～午後9時<br>(土日・祝日も実施) |                |

### ③ 中小・小規模企業総合相談窓口

| 名称                     | 電話番号             | 受付時間               | 備考(取扱内容・所管区域等)           |
|------------------------|------------------|--------------------|--------------------------|
| 産業政策課                  | 052-954-6330     | 平日 午前8時45分～午後5時30分 | 中小・小規模企業対策全体             |
| 中小企業金融課                | 052-954-6333     |                    | 中小・小規模企業金融支援策            |
| 産業人材育成課                | 052-954-6365     |                    |                          |
| 産業人材育成支援センター           | 052-954-6717     |                    | 中小・小規模企業人材支援策            |
| 尾張県民事務所産業労働課           | 052-961-7211(代表) |                    | 中小・小規模企業対策全体             |
| 海部県民事務所産業労働課           | 0567-24-2111(代表) |                    |                          |
| 知多県民事務所産業労働課           | 0569-21-8111(代表) |                    |                          |
| 西三河県民事務所産業労働課          | 0564-23-1211(代表) |                    |                          |
| 豊田加茂産業労働・山村振興グループ      | 0565-32-7498     |                    |                          |
| 東三河総局企画調整部産業労働課        | 0532-54-5111(代表) |                    |                          |
| 新城設案振興事務所山村振興課産業労働グループ | 0536-23-2111(代表) |                    |                          |
| あいち産業科学技術総合センター        | 0561-76-8301     |                    | 中小・小規模企業技術指導             |
| 産業技術センター               | 0566-24-1841     |                    | 中小・小規模企業技術指導全般に関する事      |
| 常滑窯業試験場                | 0569-35-5151     |                    | 中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事   |
| 三河窯業試験場                | 0566-41-0410     |                    |                          |
| 瀬戸窯業試験場                | 0561-21-2116     |                    |                          |
| 食品工業技術センター             | 052-325-8091     |                    | 中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事 |
| 尾張繊維技術センター             | 0586-45-7871     |                    | 中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事 |
| 三河繊維技術センター             | 0533-59-7333     |                    |                          |
| (公財)あいち産業振興機構          | 052-715-3071     |                    | 中小・小規模企業対策全体             |
| 愛知県信用保証協会              |                  | 各相談窓口の業務時間内        | 中小・小規模企業金融支援策            |
| 総合相談窓口                 | 0120-454-754     |                    |                          |
| 西三河支店                  | 0564-25-2430     |                    |                          |
| 東三河支店                  | 0532-57-5611     |                    |                          |
| 愛知県中小企業団体中央会           | 052-485-6811     |                    | 中小・小規模企業対策全体             |
| 各商工会議所及び各商工会           | -                |                    | 中小・小規模企業対策全体             |

### ④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

| 名称          | 電話番号          | 受付時間         | 備考(取扱内容・所管区域等) |
|-------------|---------------|--------------|----------------|
| (公社)愛知県看護協会 | 090-1563-6688 | 平日 午前9時～午後5時 | 来所相談は要予約       |

### ⑤ 学校に関する相談窓口

| 名称                  | 電話番号         | 受付時間               | 備考(取扱内容・所管区域等)  |
|---------------------|--------------|--------------------|-----------------|
| 義務教育課 教科指導・人権教育グループ | 052-954-6799 | 平日 午前8時45分～午後5時30分 | 小・中学校、義務教育学校関係  |
| 高等学校教育課 教科・定通指導グループ | 052-954-6787 | 平日 午前8時45分～午後5時30分 | 高等学校関係          |
| 特別支援教育課 指導グループ      | 052-954-6798 | 平日 午前8時45分～午後5時30分 | 特別支援学校関係        |
| 保健体育課 振興・保健グループ     | 052-954-6793 | 平日 午前8時45分～午後5時30分 | 学校保健、運動部活動、給食関係 |



## ⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

| 名称                        | 電話番号                                                                                                                            | 受付時間 | 備考(取扱内容・所管区域等) |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------|
| 診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関) | <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/372159.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/372159.pdf</a> |      |                |

### 受診・相談センター

|         |              |                 |                             |
|---------|--------------|-----------------|-----------------------------|
| 瀬戸保健所   | 0561-21-1699 | 平日 午前9時～午後5時30分 | 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市   |
| 春日井保健所  | 0568-31-2189 |                 | 春日井市、小牧市                    |
| 江南保健所   | 0587-55-1699 |                 | 犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町         |
| 清須保健所   | 052-400-2499 |                 | 稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町            |
| 津島保健所   | 0567-24-6999 |                 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村 |
| 半田保健所   | 0569-21-3342 |                 | 半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町   |
| 知多保健所   | 0562-32-1699 |                 | 常滑市、東海市、大府市、知多市             |
| 衣浦東部保健所 | 0566-22-1699 |                 | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市    |
| 西尾保健所   | 0563-54-1299 |                 | 西尾市、幸田町                     |
| 新城保健所   | 0536-23-5999 |                 | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村             |
| 豊川保健所   | 0533-86-3177 |                 | 豊川市、蒲郡市、田原市                 |

### 夜間・休日の受診相談窓口

|           |              |                                     |  |
|-----------|--------------|-------------------------------------|--|
| 夜間・休日相談窓口 | 052-526-5887 | 平日夜間 午後5時30分～翌午前9時<br>土、日、祝日 24時間体制 |  |
|-----------|--------------|-------------------------------------|--|

### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

|                       |              |                                                      |      |
|-----------------------|--------------|------------------------------------------------------|------|
| 受診相談センター<br>(コールセンター) | 052-249-3703 | 毎日 24時間体制                                            | 名古屋市 |
| 豊橋市保健所                | 0532-39-9119 | 平日 午前9時～午後5時<br>土・日・祝日 午前9時～午後5時<br>夜間 オンコール(24時間)体制 | 豊橋市  |
| 岡崎市保健所                | 0564-23-5074 | 平日 午前9時～午後5時<br>平日夜間 午後5時～翌午前9時<br>(コールセンター)         | 岡崎市  |
|                       | 052-856-0318 | 土・日・祝日 24時間体制                                        |      |
| 一宮市保健所                | 0586-52-3850 | 昼間(午前8時45分～午後5時)                                     | 一宮市  |
|                       | 052-856-0315 | 夜間(午後5時～翌午前8時45分)                                    |      |
| 豊田市保健所                | 0565-34-6586 | 平日 午前9時～午後5時                                         | 豊田市  |
|                       | 0565-31-1212 | 夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制                              |      |

### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

|               |              |           |         |
|---------------|--------------|-----------|---------|
| 愛知県救急医療情報センター | 052-263-1133 | 毎日、24時間体制 | 名古屋地域   |
|               | 0532-63-1133 |           | 豊橋地域    |
|               | 0564-21-1133 |           | 岡崎地域    |
|               | 0586-72-1133 |           | 一宮地域    |
|               | 0561-82-1133 |           | 瀬戸地域    |
|               | 0569-28-1133 |           | 半田地域    |
|               | 0568-81-1133 |           | 春日井地域   |
|               | 0567-26-1133 |           | 津島地域    |
|               | 0566-36-1133 |           | 刈谷地域    |
|               | 0565-34-1133 |           | 豊田地域    |
|               | 0563-54-1133 |           | 西尾地域    |
|               | 0562-33-1133 |           | 尾張横須賀地域 |
|               | 0536-22-1133 |           | 新城地域    |
|               | 0536-62-1133 |           | 設楽地域    |
|               | 0531-23-1133 |           | 田原地域    |

### 一般相談窓口

|         |              |              |                             |
|---------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 瀬戸保健所   | 0561-82-2196 | 平日 午前9時～午後5時 | 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市   |
| 春日井保健所  | 0568-31-2188 |              | 春日井市、小牧市                    |
| 江南保健所   | 0587-56-2157 |              | 犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町         |
| 清須保健所   | 052-401-2100 |              | 稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町            |
| 津島保健所   | 0567-26-4137 |              | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村 |
| 半田保健所   | 0569-21-3341 |              | 半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町   |
| 知多保健所   | 0562-32-6211 |              | 常滑市、東海市、大府市、知多市             |
| 衣浦東部保健所 | 0566-21-4797 |              | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市    |
| 西尾保健所   | 0563-56-5241 |              | 西尾市、幸田町                     |
| 新城保健所   | 0536-22-2203 |              | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村             |
| 豊川保健所   | 0533-86-3188 |              | 豊川市、蒲郡市、田原市                 |

**政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口**

|          |              |                    |  |
|----------|--------------|--------------------|--|
| 千種保健センター | 052-753-1982 | 平日 午前8時45分～午後5時15分 |  |
| 東保健センター  | 052-934-1218 |                    |  |
| 北保健センター  | 052-917-6552 |                    |  |
| 西保健センター  | 052-523-4618 |                    |  |
| 中村保健センター | 052-481-2295 |                    |  |
| 中保健センター  | 052-265-2262 |                    |  |
| 昭和保健センター | 052-735-3964 |                    |  |
| 瑞穂保健センター | 052-837-3264 |                    |  |
| 熱田保健センター | 052-683-9683 |                    |  |
| 中川保健センター | 052-363-4463 |                    |  |
| 港保健センター  | 052-651-6537 |                    |  |
| 南保健センター  | 052-614-2814 |                    |  |
| 守山保健センター | 052-796-4623 |                    |  |
| 緑保健センター  | 052-891-3623 |                    |  |
| 名東保健センター | 052-778-3114 |                    |  |
| 天白保健センター | 052-807-3917 |                    |  |
| 豊橋市保健所   | 0532-39-9119 | 毎日 午前9時～午後5時       |  |
| 岡崎市保健所   | 0564-23-5074 | 毎日 午前9時～午後5時       |  |
| 一宮市保健所   | 0586-52-3850 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 |  |
| 豊田市保健所   | 0565-34-6052 | 平日 午前9時～午後5時       |  |

**看護所による一般相談窓口(健康相談)**

|              |              |                               |  |
|--------------|--------------|-------------------------------|--|
| 感染症対策局感染症対策課 | 052-954-6272 | 午前9時～午後5時30分<br>(土・日・祝日を含む毎日) |  |
|--------------|--------------|-------------------------------|--|

**⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内**

| 名称             | 電話番号         | 受付時間            | 備考(取扱内容等) |
|----------------|--------------|-----------------|-----------|
| 愛知県県民相談・情報センター | 052-962-5100 | 平日 午前9時～午後5時15分 |           |
| 西三河県民相談室       | 0564-27-0800 | 平日 午前9時～午後5時15分 |           |
| 東三河県民相談室       | 0532-52-7337 | 平日 午前9時～午後5時15分 |           |